

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

優良産廃処理業者認定制度における「エコアクション 21 と同等と見なされる地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証の基準」の取扱いについて

産業廃棄物処理行政の推進については、日頃より種々御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。優良産廃処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 9 条の 3、第 10 の 4 の 2、第 10 条の 12 の 2 及び第 10 の 16 の 2 に規定する基準に適合する者として廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく許可を受けた産業廃棄物処理業者をいう。以下同じ。）の認定制度については、認定の基準の 1 つとして規則第 9 条の 3 第 3 号において環境配慮の取組が規定されています。

同基準については「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（平成 27 年 3 月改訂環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課。以下「マニュアル」という。）において、ISO14001 又はエコアクション 21 若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを求めています。この基準を運用していく上で、地域等における環境マネジメントシステム（以下「地域版 EMS」という。）とエコアクション 21 との相互認証を行う際に、地域版 EMS とエコアクション 21 との同等性を明確に評価するため「優良産廃処理業者認定制度における「エコアクション 21 と同等と見なされる地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証の基準」について」（平成 25 年 3 月 29 日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課。以下「相互認証基準」という。）を定めているところです。

この度、「エコアクション 21 ガイドライン産業廃棄物処理業者向けガイドライン 2017 年版」（令和元年 5 月 13 日環境省大臣官房環境経済課）が公表されたことを踏まえ、相互認証に関して下記のとおり見直しを行ったため、周知・対応をお願いします。

記

1 相互認証の基準について

相互認証基準については廃止することとします。従来、相互認証基準に基づいて行われていた相互認証については、一般財団法人持続性推進機構（以下「機構」という。）が定める「エコアクション 21 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」（以下「規程」という。）に基づいて、地域版 EMS との相互認証を行うものとします。なお、機構は規程について見直しを行い改定が必要な場合には、改定した規程の内容について環境省の了承を得る必要があります。

2 環境配慮の取組に係る基準における環境に配慮した事業活動を行っていることの証明について

環境配慮の取組に係る基準について、マニュアルにおいて求めている「これと相互認証されている認証制度による認証」については、機構における規程に基づき、エコアクション 21 と相互認証された地域版 EMS の認証を受けた事業者が機構による相互認証を受けた場合

が該当することとします。

<問合せ先>

環境省環境省環境再生・資源循環局

廃棄物規制課再生利用審査指導係

担当：高橋、矢田

Tel：03-3581-3351（内線 6927）